

活用しよう！住基カード

写真付き住基カードは、運転免許証などと同様に公的証明書として利用できます
※住基カードには「写真付きカード」と「写真なしカード」の2種類があります

！「写真付き住基カード」の公的な証明書としての活用法

- 郵便貯金・銀行口座の新規開設の時
- 携帯電話・クレジットカード等の契約の時
- 利子・配当・償還金の受け取りの時
- 簡易生命保険の加入、保険金の受け取りの時
- 書留郵便等の受け取りの時
- 戸籍の届出の時
- パスポートの発行の時
- 身体障害者等の少額預金利子所得非課税の申請の時
- 行政機関の個人情報開示請求の時

その他、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」等で本人確認書類とされるなど、さまざまな場面で活用できます。



！住基カードは、各庁舎総合窓口課で交付申請ができます

- 交付手数料500円が必要となります
- 申請してから交付まで約1週間かかります

！自宅のパソコンから確定申告が行えます（公的個人認証サービス）

住基カードに、公的個人認証サービスの電子証明書を記録することにより、ご自宅のパソコンからインターネットを通じて、国税の電子申告（イータックス）などができます。

※カードリーダーライタの購入・インストールが必要となります

！電子証明書は、各庁舎総合窓口課で発行申請ができます

- 発行手数料500円が必要となります
- 住基カードを持参してください。その場で電子証明書を発行します

※平成16年1月29日から公的個人認証サービスが開始され、約3年が経過しました。電子証明書の有効期間は3年となっています。発行を受けている方は、有効期間満了日を確認してください。満了日が近づいている場合は、更新（有効期間満了日前3カ月以内）の手続きを行ってください。更新についても、手数料500円が必要となります。



詳しくはインターネットをご覧ください。

<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daiyo/>（住民基本台帳ネットワークシステム・住基カード）

<http://www.jpki.go.jp>（公的個人認証サービス）

☎北勢庁舎 市民課 T 72-3513 F 72-3334

下水道情報

★来年度から、下水道事業の受益者負担額が統一されます

現在の受益者負担額については、経過措置として旧町ごとに合併前の条例による額（北勢町25万円・員弁町28万円・大安町26万円・藤原町30万円）を適用していますが、平成19年度から市内統一で30万円（いなべ市公共下水道事業受益者負担に関する条例第5条）になります。

☎北勢庁舎 下水道課 T 72-3515 F 72-2260